

東京都地区公共施設等整備事業（水害対策）

事業概要

溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが高く、かつ、当該災害が発生した場合に長期間浸水が継続すると認められる区域において、災害時の初期段階での避難活動、救助救援活動等の円滑化を図るために、浸水区域外への移動を可能とする道路等の避難路整備に対し支援を行う事業

補助対象事業費

■補助対象

地区公共施設等（道路等（避難路））

■補助率

国	1/2	都	1/4	区	1/4
---	-----	---	-----	---	-----

ただし、都予算の範囲内の額とする。

補助要件等

■地区要件

次に掲げる事項に該当することが見込まれること

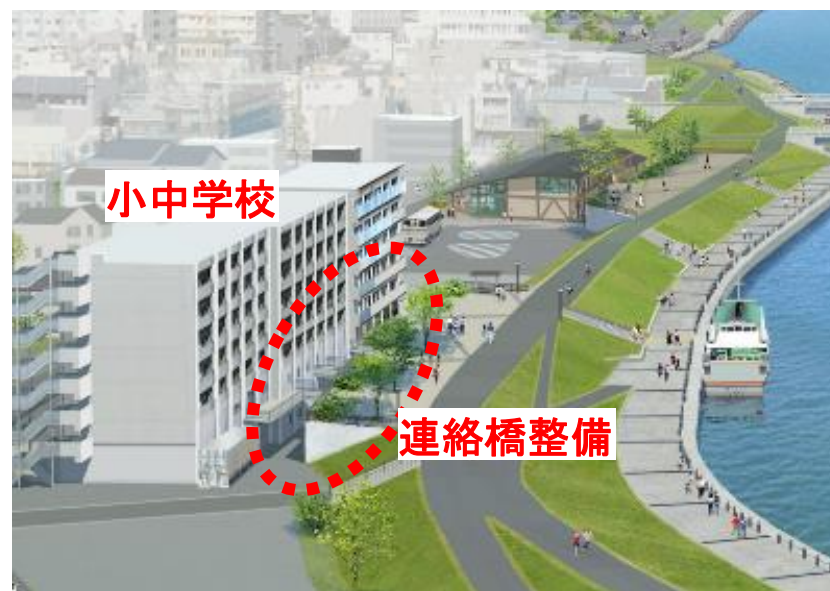
- ・ DID区域内
- ・ 水防法第 14 条第 1 項に規定する洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項に規定する高潮浸水想定区域

■交付対象事業者

- ・ 荒川又は江戸川に接する 7 区
（墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、及び江戸川区）

整備イメージ

公共建築物等と堤防をつなぐ通路の整備



水再生センターと堤防をつなぐ通路の整備

